

社会福祉法人 逢花 役員等報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人逢花（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

第2条（報酬等の支給）

当法人役員等に対して、次の通りの報酬等を支給する。

- ① 理事長に対しては、常勤非常勤にかかわらず報酬を支給する。
- ② 理事、監事、評議員については、常勤、非常勤にかかわらず、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。ただし、理事のうち、当法人の職員を兼ねている者については、職員として給与を支給するものとする。

第3条（理事長の報酬等の算定方法）

理事長に対する報酬等の額は月額とし、別表に定める額とする。

第4条（報酬等の支払い方法）

報酬等については当月分を翌月15日に支払う。

第5条（報酬等の日割り計算）

新たに、理事長となり支給対象となる者には、その日から報酬を支給する。

- 2 支給対象の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。その際、1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

第6条（公表）

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。